

インフルエンザウイルス流行期の病児保育室の運営について

今年度もインフルエンザウイルスの流行が懸念されます。

病児保育室内での感染拡大及び附属病院内での院内感染の防止のため、インフルエンザウイルス流行期には、38.5℃以上の発熱児は原則としてインフルエンザウイルス抗原の迅速検査を行い、陰性と判定された方のみ病児保育室でお預かりすることとします。

ただし、発症から 12 時間程度は迅速検査の信頼性が低いため、インフルエンザウイルス流行期の病児保育室の入室基準について以下のように定めます。

○ BT38.5℃以上の発熱時

発熱した時刻より、12 時間以上経過してからインフルエンザウイルス抗原検査施行。

陽性→病児保育室利用不可。（発症後の利用基準は下記）

陰性→病児保育室利用可能。

○ 病児保育室で BT38.5℃以上に上昇した場合、早めのお迎えを依頼。

お迎えまで隔離室が空いていれば隔離室に移動して保育可能。

（家族・兄弟にインフルエンザ罹患者がいる場合は利用不可、またはお迎え）

12 時間以上経過してから、インフルエンザウイルス抗原検査施行。

結果は、上記に準ずる。

○ インフルエンザ発症後は、解熱後（BT37℃台）24 時間経過すれば隔離室で保育可能。

発症後 5 日経過しかつ解熱後 3 日（学童は 2 日）経過すれば通常保育室で保育可能。

それまでは隔離室で保育。（学校感染症に準ずる）

◇ 隔離室優先順位について

利用者の増加により、感染隔離室が既に空いていない状況があるかもしれません。

その場合は、入室時に 38.5℃以上の発熱がある場合や、入室中の発熱の際には利用できないか、お迎えに来て頂く場合がありますのでご了承ください。